

令和8年度 算定基礎届の提出について

名古屋薬業健康保険組合

算定基礎届は、7月1日現在における被保険者全員について、4月・5月・6月に支払われた給与の額を届けていただき、新しい標準報酬月額を決定するための大切な届書です。

この届書により決定された標準報酬月額は、今後の給与に著しい変動がない限り、本年9月分から翌年8月分までの保険料や保険給付の計算の基礎となります。

なお、届出内容に疑義がある場合は突合等の調査をさせていただく事もありますので、あらかじめご了承ください。

算定基礎届は、短期間に事務処理を完了する必要がありますので、提出期限までにお届けいただきますようご協力をお願いいたします。

[令和8年度変更事項]

① 令和8年4月から食事に係る現物給与の価額が一部改正されました。

〔住宅に係る現物給与は令和8年10月より価額と算出方法が変更になります。〕

※ 詳しくは14ページをご覧ください。

算定基礎届の作成要領

算定基礎届の記入については、下記の要領により作成していただきお届けいただきますようお願いいたします。

また、作成にあたっては、日本年金機構作成の「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」も参考にご覧ください。

(※日本年金機構 HP トップページ/大切なお知らせ/令和 8 年度の算定基礎届のご提出について/【事業主の皆さまへ】令和 8 年度の算定基礎届のご提出について)

記

1 提出期限

令和 8 年 7 月 10 日 (金) 必着

※6月分給与締切日以降受付できますので、ご提出はお早めをお願いいたします。

2 提出していただくもの

(1) 届出用紙で提出する場合

- ・算定基礎届

※日本年金機構の様式をご使用ください。

※健保分の届書は、管轄年金事務所より送付された「算定基礎届」があれば、そちらをコピーして作成していただいてもかまいません。

(2) 磁気媒体(CD)で提出する場合

- ・CD
- ・磁気媒体届書総括表

※日本年金機構の「届書作成プログラム」等に基づいて作成してください。提出する際の詳細につきましては、日本年金機構のホームページをご参照ください。

(3) 電子申請の場合

- ・人事・給与システムにより作成されたデータをマイナポータル又は KOSMO Communication Web を経由して提出してください。

3 提出していただく被保険者の範囲

本年7月1日現在において事業所に使用される被保険者全員（休職者、長期欠勤者、一時帰休者、育児休業者、介護保険適用除外者も含む）について記載してください。

ただし、次の方は提出の必要はありません。

- ① 本年6月1日以降に資格取得した方
- ② 本年6月30日以前に退職した方
- ③ 本年7月改定の標準報酬月額の変更が行われる方
- ④ 本年8月・9月に標準報酬月額の変更が予定されている旨の申出を行った方

- ・上記③および④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3.月額変更予定者」を〇で囲ってください。
- ・電子申請および電子媒体による提出の場合は、上記③および④の対象者を除いて作成してください。
- ・上記④の方について、変更が行われないことが判明した場合は、すみやかに算定基礎届を提出してください。

4 記載要領

(1) 事業所整理記号

「事業所整理記号」欄は、「健保分」は健康保険の事業所記号を、「年金分」は厚生年金保険の事業所整理記号を、それぞれ記入してください。

(2) 項目ごとの記載要領（まる数字は該当項目の番号）

① 「被保険者整理番号（年金整理番号）」欄

＊記載順序は必ず健康保険の番号順に記入してください。

＊健保と年金の番号が異なる場合はそれぞれ記入してください。

② 「被保険者氏名」欄

楷書で明瞭に記入してください。

③ 「生年月日」欄

該当する元号の番号と、年月日を次のようにご記入ください。

例) 昭和53年5月3日 → 5-530503

＊元号番号は（昭和-5、平成-7）

④ 「適用年月」欄

8年9月と記入してください。

⑤「従前の標準報酬月額」欄

現在適用中の標準報酬月額をそれぞれ記入してください。

なお、70歳以上の方は、厚年の従前の標準報酬月額欄に斜線を引いてください。

⑦「昇(降)給」欄

4月～6月の支払期において、昇(降)給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。

⑧「遡及支払額」欄

4月～6月の支払期において遡及分の支払いがあった場合は、遡及分の支払いがあった月と支払われた遡及差額を記入してください。

⑩「給与計算の基礎日数」欄

各月に支払った報酬のうち、基本給等固定的賃金を算出する際の基礎となった日数を記入してください。

例えば、月給者の場合は各月の給与の締切りに合わせて暦日数を記入し、日給者や時給者は該当する月の出勤日数を記入してください。

例1) 給与15日締め、当月25日支払いの場合

- (4/25支払) 4月15日締め(3月16日～4月15日) → 基礎日数31日
- (5/25支払) 5月15日締め(4月16日～5月15日) → 基礎日数30日
- (6/25支払) 6月15日締め(5月16日～6月15日) → 基礎日数31日

例2) 給与月末締め、翌月5日支払いの場合

- (4/5支払) 3月31日締め(3月1日～3月31日) → 基礎日数31日
- (5/5支払) 4月30日締め(4月1日～4月30日) → 基礎日数30日
- (6/5支払) 5月31日締め(5月1日～5月31日) → 基礎日数31日

例3) 給与20日締め、翌月5日支払いの場合

- (4/5支払) 3月20日締め(2月21日～3月20日) → 基礎日数29日
- (5/5支払) 4月20日締め(3月21日～4月20日) → 基礎日数31日
- (6/5支払) 5月20日締め(4月21日～5月20日) → 基礎日数30日

例4) 給与月末締め、当月25日支払いの場合

- (4/25支払) 4月30日締め(4月1日～4月30日) → 基礎日数30日
- (5/25支払) 5月31日締め(5月1日～5月31日) → 基礎日数31日
- (6/25支払) 6月30日締め(6月1日～6月30日) → 基礎日数30日

給与計算の基礎日数の数え方

※給与の締めもしくは支払いのどちらか早い日付以降に提出可能です

例1) 給与15日締め・当月25日支払いの場合



4月25日に
支払った
給料は…

3月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

4月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	

3月16日～4月15日分のため、
4月の基礎日数は、「31日」になります

例2) 給与月末締め・翌月5日支払いの場合



4月5日に
支払った
給料は…

3月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

4月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	

3月1日～3月31日分のため、
4月の基礎日数は、「31日」になります

* 欠勤日数分に応じて給与が差し引かれる場合は、次のとおり日数を記入してください。

例5) 就業規則、給与規定等に定めた日数がある場合

21日(定めた日数) - 3日(欠勤日数) → 基礎日数 18日

例6) 就業規則、給与規定等に定めた日数がない場合

30日(又は31日)(例1又は例3の基礎日数) - 3日(欠勤日数)

→ 基礎日数 27日(又は28日)

⑪「通貨によるものの額」欄

4月、5月及び6月の順序で実際に支払われた総支給額を記入してください。

⑫「現物によるものの額」欄

食事・住宅・定期券といった現物で支払われた金額を記入し、備考欄にその旨を記入してください。

食事・住宅については、別表「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」により算定した金額を記入してください。（*金額は資料14ページ参照）

注1) 食事・住宅で支払われる報酬等については、次のとおり価額を算定してください。

- ① 被保険者の勤務地（常時勤務する場所）が所在する都道府県の価額にて算定
- ② 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外で常時勤務する方は、適用事業所が所在する都道府県の価額にて算定

注2) 被保険者から金銭を徴収している場合は、告示額から徴収した額を差し引いた差額を報酬月額に加算してください。

ただし、食事については告示額の3分の2以上徴収しているときは、食事の利益はないものとして取扱ってください。

⑭「総計」欄

支払基礎日数が17日以上の報酬月額の合計を記入してください。

ただし、パートタイマーの場合で、いずれの月も支払基礎日数が17日ない場合は、15日以上の報酬月額の合計を記入してください。

* 特定適用事業所等に勤務する短時間労働者の場合、支払基礎日数が11日以上ある月で決定することとなります。

ワンポイント

随時改定（月額変更届）の場合は、支払基礎日数は、いずれの月も17日以上（特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日以上）必要となります。

⑮「平均額」欄

⑫欄に記入した報酬月額をその対象となった月数で除した額を記入してください。（円未満は切り捨て）

⑯「修正平均額」欄

⑧欄の遡及支払額がある場合は、⑫欄の合計額から⑧欄の遡及支払額（支払月17日以上のに限る）を控除し、支払基礎日数17日以上のに数で除した額を記入してください。

⑰「個人番号（基礎年金番号）」欄

70歳以上の方のみ記入してください。

⑱「備考」欄

該当する項目がある場合は○で囲んでください。

「9. その他」に該当する場合は、具体的内容を記入してください。

<記入例>

- ◎ 8月・9月に標準報酬月額の変更が予定されている方
・・・「8月月変」「9月月変」
- ◎ 産前産後休業・育児休業・介護休業中の方
・・・「〇月〇日から産休」「〇月〇日から育休」「〇月〇日から介休」
- ◎ 本年3月1日以降に資格取得した方・・・「取得月日」
- ◎ 現物給与の支給がある方・・・「現物支給の名称」（住宅・食事など）
- ◎ 長期欠勤中の方・・・「〇月〇日より長欠中」
- ◎ 休職給を受けた方・・・「〇月から〇月まで休職給」
- ◎ ストライキによる賃金カットがあった方・・・「カット月、日数」
- ◎ 一時帰休による休業手当を受けた方
・・・「〇月休業手当」「〇月から一時帰休」「〇年〇月〇日一時帰休解消」

5 その他

【年間平均による保険者算定を行う場合】

平成23年度から定時決定の取扱いにつきましては当年の4月、5月及び6月の3か月間の報酬の平均額と、前年の7月から当年の6月の報酬の平均額から算出した標準報酬月額と比較して2等級以上の差があり、業種や職種の特性上、毎年4月～6月が繁忙期に当たり例年季節的な報酬変動の起こることが見込まれる場合は、年間報酬の平均で保険者算定ができるようになりました。

この場合、添付書類として別紙「年間報酬の平均で算定することの申立書」（様式1）と別紙「保険者算定申立に係る例年の状況・標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」（様式2）が必要です。

詳細につきましては、当健保組合・業務課にお問い合わせください。

6 注意事項

- ① 前年の算定基礎届において決定された標準報酬月額に比べ、それ以後固定的賃金の変動が2等級以上の差を生じていても月額変更届が提出されていない方については、すみやかに月額変更届を作成して提出してください。

この場合⑤欄の月額は、提出された月額変更届の改定後の標準報酬月額を記入することとなります。

*非固定的賃金(残業手当など)のみで2等級差が生じていても、月額変更届の対象にはなりません。

*固定的賃金が上がったが、非固定的賃金が下がり、2等級以上下がった場合は月額変更届の対象にはなりません。

*固定的賃金下がったが、非固定的賃金上がり、2等級以上上がった場合は月額変更届の対象にはなりません。

*標準報酬月額が上限・下限の方は、1等級差でも月額変更届の対象になる場合があります。

*届出には添付書類が必要な場合があります。

- ② 5月31日までに雇入れた方で、算定基礎届提出時までに資格取得届の提出がされていない方については、算定基礎届に記載するとともに資格取得届も提出してください。

- ③ 7月1日以前に資格喪失した方については、資格喪失届を提出してください。

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号

事業所所在地
〒 460 - 0002
名古屋市中区丸の内三丁目1-35

事業所名称
名古屋薬業健康保険組合

事業主
平成 太郎

電話番号
052 (211) 2326

受付印

※月末締切、当月25日払い

社会保険労務士記載欄

氏名等

㊞

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号【基礎年金番号】 ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考	
	給与支給月	給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 総計(一定の基礎日数以上の月のみ)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額		

1. 月給者

1	① 1		② 健康 一		③ 5-400703		8 年 9 月		⑧ 選及支払額		⑨ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()
	⑤ 健 240		⑥ 7 9		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考		
	⑩ 支給月	⑪ 日数	⑫ 通貨	⑬ 現物	⑭ 合計(⑫+⑬)	⑮ 総計	⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	⑨ 備考		
	4 月	30 日	233,000 円		233,000 円	699,000 円	233,000 円		⑨ 備考		
	5 月	31 日	233,000 円		233,000 円	233,000 円		⑨ 備考			
	6 月	30 日	233,000 円		233,000 円	233,000 円		⑨ 備考			

給与の締切に合わせて暦日数を記入してください

2. 現物給付がある場合(住宅の場合、計算式・内訳を書いた添付が必要です)

2	① 2		② 健保 良		③ 5-580308		8 年 9 月		⑧ 選及支払額		⑨ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(住宅)
	⑤ 健 360		⑥ 7 9		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考		
	⑩ 支給月	⑪ 日数	⑫ 通貨	⑬ 現物	⑭ 合計(⑫+⑬)	⑮ 総計	⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	⑨ 備考		
	4 月	30 日	345,000 円	9,100 円	354,100 円	1,062,300 円	354,100 円		⑨ 備考		
	5 月	31 日	345,000 円	9,100 円	354,100 円	354,100 円		⑨ 備考			
	6 月	30 日	345,000 円	9,100 円	354,100 円			⑨ 備考			

現物金額を記入してください

「9.その他」に種類を記入してください

3. 日給者

3	① 3		② 薬業 一二三		③ 5-361106		8 年 9 月		⑧ 選及支払額		⑨ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他()
	⑤ 健 200		⑥ 7 9		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考		
	⑩ 支給月	⑪ 日数	⑫ 通貨	⑬ 現物	⑭ 合計(⑫+⑬)	⑮ 総計	⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	⑨ 備考		
	4 月	20 日	206,000 円		206,000 円	599,500 円	199,833 円		⑨ 備考		
	5 月	18 日	183,000 円		183,000 円			⑨ 備考			
	6 月	21 日	210,500 円		210,500 円			⑨ 備考			

出勤された日数を記入してください

「6.短時間労働者」や「7.パート」に該当する場合は○で囲んでください

4. 産前産後・育児休業・介護休業開始

4	① 4		② 健診 要子		③ 5-400703		8 年 9 月		⑧ 選及支払額		⑨ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(5月23日から産休)
	⑤ 健 360		⑥ 7 9		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考		
	⑩ 支給月	⑪ 日数	⑫ 通貨	⑬ 現物	⑭ 合計(⑫+⑬)	⑮ 総計	⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	⑨ 備考		
	4 月	30 日	368,000 円		368,000 円	368,000 円	368,000 円		⑨ 備考		
	5 月	15 日	276,000 円		276,000 円			⑨ 備考			
	6 月	0 日	0 円		0 円			⑨ 備考			

「5. 病休・育休・休職等」「9. その他」を○で囲み、休業開始年月日を記入してください

5. 標準報酬月額の変更の予定がある方

5	① 5		② 総務 健太		③ 7-071006		8 年 9 月		⑧ 選及支払額		⑨ 備考 1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月) 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等 6. 短時間労働者(特定適用事業所等) 7. パート 8. 年間平均 9. その他(8月改定)
	⑤ 健 240		⑥ 7 9		⑦ 昇(降)給		⑧ 選及支払額		⑨ 備考		
	⑩ 支給月	⑪ 日数	⑫ 通貨	⑬ 現物	⑭ 合計(⑫+⑬)	⑮ 総計	⑯ 平均額	⑰ 修正平均額	⑨ 備考		
	4 月								⑨ 備考		
	5 月							⑨ 備考			
	6 月							⑨ 備考			

「3. 月額変更予定」「9. その他」を○で囲み、改定予定月を記入してください

※ ⑩支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

名古屋薬業健康保険組合保険料料額表

令和8年3月4日更新
令和8年4月1日適用

(単位:円)

等級	標準報酬 月額	保険料月額																													
		報酬月額		事業主負担分										被保険者負担分										合計							
				健康保険料					子ども・子育て支援金	介護保険料	合計	健康保険料					子ども・子育て支援金	介護保険料	合計	健康保険料	子ども・子育て支援金	介護保険料	合計								
				基本保険料	特定保険料	小計	調整保険料	合計				基本保険料	特定保険料	小計	調整保険料	合計															
3.1671%	1.7189%	4.8860%	0.0640%	4.9500%	0.1150%	0.9000%	5.9650%	3.1671%	1.7189%	4.8860%	0.0640%	4.9500%	0.1150%	0.9000%	5.9650%	3.1671%	1.7189%	4.8860%	0.0640%	4.9500%	0.1150%	0.9000%	5.9650%	3.1671%	1.7189%	4.8860%	0.0640%	4.9500%	0.1150%	0.9000%	5.9650%
1	58,000	円以上	円未満	63,000	1,837	997	2,834	37	2,871	67	522	3,460	1,838	996	2,834	37	2,871	66	522	3,459	5,742	133	1,044	6,919							
2	68,000	63,000	73,000	2,153	1,169	3,322	44	3,366	78	612	4,056	2,155	1,168	3,323	43	3,366	78	612	4,056	6,732	156	1,224	8,112								
3	78,000	73,000	83,000	2,470	1,341	3,811	50	3,861	90	702	4,653	2,472	1,340	3,812	49	3,861	89	702	4,652	7,722	179	1,404	9,305								
4	88,000	83,000	93,000	2,787	1,513	4,300	56	4,356	101	792	5,249	2,788	1,512	4,300	56	4,356	101	792	5,249	8,712	202	1,584	10,498								
5	98,000	93,000	101,000	3,103	1,685	4,788	63	4,851	113	882	5,846	3,105	1,684	4,789	62	4,851	112	882	5,845	9,702	225	1,764	11,691								
6	104,000	101,000	107,000	3,293	1,788	5,081	67	5,148	120	936	6,204	3,295	1,787	5,082	66	5,148	119	936	6,203	10,296	239	1,872	12,407								
7	110,000	107,000	114,000	3,484	1,891	5,375	70	5,445	127	990	6,562	3,485	1,890	5,375	70	5,445	126	990	6,561	10,890	253	1,980	13,123								
8	118,000	114,000	122,000	3,737	2,028	5,765	76	5,841	136	1,062	7,039	3,738	2,028	5,766	75	5,841	135	1,062	7,038	11,682	271	2,124	14,077								
9	126,000	122,000	130,000	3,990	2,166	6,156	81	6,237	145	1,134	7,516	3,992	2,165	6,157	80	6,237	144	1,134	7,515	12,474	289	2,268	15,031								
10	134,000	130,000	138,000	4,244	2,303	6,547	86	6,633	154	1,206	7,993	4,245	2,303	6,548	85	6,633	154	1,206	7,993	13,266	308	2,412	15,986								
11	142,000	138,000	146,000	4,497	2,441	6,938	91	7,029	163	1,278	8,470	4,499	2,440	6,939	90	7,029	163	1,278	8,470	14,058	326	2,556	16,940								
12	150,000	146,000	155,000	4,751	2,578	7,329	96	7,425	173	1,350	8,948	4,751	2,578	7,329	96	7,425	172	1,350	8,947	14,850	345	2,700	17,895								
13	160,000	155,000	165,000	5,068	2,750	7,818	102	7,920	184	1,440	9,544	5,068	2,750	7,818	102	7,920	184	1,440	9,544	15,840	368	2,880	19,088								
14	170,000	165,000	175,000	5,384	2,922	8,306	109	8,415	196	1,530	10,141	5,385	2,922	8,307	108	8,415	195	1,530	10,140	16,830	391	3,060	20,281								
15	180,000	175,000	185,000	5,701	3,094	8,795	115	8,910	207	1,620	10,737	5,701	3,094	8,795	115	8,910	207	1,620	10,737	17,820	414	3,240	21,474								
16	190,000	185,000	195,000	6,017	3,266	9,283	122	9,405	219	1,710	11,334	6,019	3,265	9,284	121	9,405	218	1,710	11,333	18,810	437	3,420	22,667								
17	200,000	195,000	210,000	6,334	3,438	9,772	128	9,900	230	1,800	11,930	6,335	3,437	9,772	128	9,900	230	1,800	11,930	19,800	460	3,600	23,860								
18	220,000	210,000	230,000	6,967	3,782	10,749	141	10,890	253	1,980	13,123	6,969	3,781	10,750	140	10,890	253	1,980	13,123	21,780	506	3,960	26,246								
19	240,000	230,000	250,000	7,601	4,125	11,726	154	11,880	276	2,160	14,316	7,602	4,125	11,727	153	11,880	276	2,160	14,316	23,760	552	4,320	28,632								
20	260,000	250,000	270,000	8,235	4,469	12,704	166	12,870	299	2,340	15,509	8,235	4,469	12,704	166	12,870	299	2,340	15,509	25,740	598	4,680	31,018								
21	280,000	270,000	290,000	8,868	4,813	13,681	179	13,860	322	2,520	16,702	8,869	4,812	13,681	179	13,860	322	2,520	16,702	27,720	644	5,040	33,404								
22	300,000	290,000	310,000	9,501	5,157	14,658	192	14,850	345	2,700	17,895	9,502	5,156	14,658	192	14,850	345	2,700	17,895	29,700	690	5,400	35,790								
23	320,000	310,000	330,000	10,135	5,500	15,635	205	15,840	368	2,880	19,088	10,136	5,500	15,636	204	15,840	368	2,880	19,088	31,680	736	5,760	38,176								
24	340,000	330,000	350,000	10,768	5,844	16,612	218	16,830	391	3,060	20,281	10,769	5,844	16,613	217	16,830	391	3,060	20,281	33,660	782	6,120	40,562								
25	360,000	350,000	370,000	11,402	6,188	17,590	230	17,820	414	3,240	21,474	11,402	6,188	17,590	230	17,820	414	3,240	21,474	35,640	828	6,480	42,948								
26	380,000	370,000	395,000	12,035	6,532	18,567	243	18,810	437	3,420	22,667	12,036	6,531	18,567	243	18,810	437	3,420	22,667	37,620	874	6,840	45,334								
27	410,000	395,000	425,000	12,986	7,047	20,033	262	20,295	472	3,690	24,457	12,986	7,047	20,033	262	20,295	471	3,690	24,456	40,590	943	7,380	48,913								
28	440,000	425,000	455,000	13,935	7,563	21,498	282	21,780	506	3,960	26,246	13,936	7,563	21,499	281	21,780	506	3,960	26,246	43,560	1,012	7,920	52,492								
29	470,000	455,000	485,000	14,885	8,079	22,964	301	23,265	541	4,230	28,036	14,887	8,078	22,965	300	23,265	540	4,230	28,035	46,530	1,081	8,460	56,071								
30	500,000	485,000	515,000	15,835	8,595	24,430	320	24,750	575	4,500	29,825	15,836	8,594	24,430	320	24,750	575	4,500	29,825	49,500	1,150	9,000	59,650								
31	530,000	515,000	545,000	16,786	9,110	25,896	339	26,235	610	4,770	31,615	16,786	9,110	25,896	339	26,235	609	4,770	31,614	52,470	1,219	9,540	63,229								
32	560,000	545,000	575,000	17,736	9,626	27,362	358	27,720	644	5,040	33,404	17,737	9,625	27,362	358	27,720	644	5,040	33,404	55,440	1,288	10,080	66,808								
33	590,000	575,000	605,000	18,685	10,142	28,827	378	29,205	679	5,310	35,194	18,687	10,141	28,828	377	29,205	678	5,310	35,193	58,410	1,357	10,620	70,387								
34	620,000	605,000	635,000	19,636	10,657	30,293	397	30,690	713	5,580	36,983	19,637	10,657	30,294	396	30,690	713	5,580	36,983	61,380	1,426	11,160	73,966								
35	650,000	635,000	665,000	20,586	11,173	31,759	416	32,175	748	5,850	38,773	20,587	11,172	31,759	416	32,175	747	5,850	38,772	64,350	1,495	11,700	77,545								
36	680,000	665,000	695,000	21,536	11,689	33,225	435	33,660	782	6,120	40,562	21,537	11,688	33,225	435	33,660	782	6,120	40,562	67,320	1,564	12,240	81,124								
37	710,000	695,000	730,000	22,487	12,204	34,691	454	35,145	817	6,390	42,352	22,487	12,204	34,691	454	35,145	816	6,390	42,351	70,290	1,633	12,780	84,703								
38	750,000	730,000	770,000	23,753	12,892	36,645	480	37,125	863	6,750	44,738	23,754	12,891	36,645	480	37,125	862	6,750	44,737	74,250	1,725	13,500	89,475								
39	790,000	770,000	810,000	25,020	13,579	38,599	506	39,105	909	7,110	47,124	25,021	13,579	38,600	505	39,105	908	7,110	47,123	78,210	1,817	14,220	94,247								
40	830,000	810,000	855,000	26,287	14,267	40,554	531	41,085	955	7,470	49,510	26,288	14,266	40,554	531	41,085	954	7,470	49,509	82,170	1,909	14,940	99,019								
41	880,000	855,000	905,000	27,871	15,126	42,997	563	43,560	1,012	7,920	52,492	27,871	15,126	42,997	563	43,560	1,012	7,920	52,492	87,120	2,024	15,840	104,984								
42	930,000	905,000	955,000	29,454	15,986	45,440	595	46,035	1,070	8,370	55,475	29,455	15,985	45,440	595	46,035	1,069	8,370	55,474	92,070	2,139	16,740	110,949								
43	980,000	955,000	1,005,000	31,038	16,845	47,883	627	48,510</																							

令和8年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 （総面積1平方 メートルにつき）	その他の 報酬等
	1人1月当た りの食事の額	1人1日当た りの食事の額	1人1日当た りの朝食のみ の額	1人1日当た りの昼食のみ の額	1人1日当た りの夕食のみ の額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価 自 社 製 品 通 勤 定 期 券 な ど
2 青 森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩 手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮 城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋 田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山 形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福 島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨 城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃 木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群 馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼 玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千 葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東 京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新 潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富 山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石 川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福 井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山 梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長 野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐 阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静 岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛 知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三 重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋 賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京 都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大 阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵 庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈 良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和歌山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥 取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島 根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡 山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広 島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山 口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳 島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香 川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛 媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高 知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福 岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐 賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長 崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊 本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大 分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮 崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿 児 島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖 縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

基本的な現物給与の考え方

1. 食事で支払われる報酬等について

告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとして取り扱ってください。

《計算方法》

①現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収(負担)している場合

【例】4/1～31で出勤した21日間、昼食を150円で食事した場合(愛知の280円で計算)

本人が負担した食事代	(150円×21日=3,150円)	3,150円
現物給与価額の3分の2	(280円×21日=5,880円 5,880円×2/3=3,920円)	3,920円

本人食事代の徴収(負担)額 **3,150円**

現物給与価額の3分の2の価額 **3,920円**

本人が負担した食事代が、現物給与価額の3分の2を超えていない為、現物給与の価額から徴収(負担)額を引いた価額が現物給与価額となります。

280円×21日=5,880円
5,880円-3,150円=2,730円

2,730円が現物給与価額となります。

②現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収(負担)している場合

【例】4/1～31で出勤した21日間、昼食を200円で食事した場合(愛知の280円で計算)

本人が負担した食事代	(200円×21日=4,200円)	4,200円
現物給与価額の3分の2	(280円×21日=5,880円 5,880円×2/3=3,920円)	3,920円

本人食事代の徴収(負担)額 **4,200円**

現物給与価額の3分の2の価額 **3,920円**

本人が負担した食事代が、現物給与価額の3分の2を超えている為、現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

現物給与価額は0円となります。

2. 住宅で支払われる報酬等について

- (1) 価額の算出にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とし、玄関、台所(炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など居住室以外の室、また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めません。

(ダイニングキッチンが台所部分を除きます。)

※会社で借り上げた社宅や寮も住宅として取り扱います。

[例]

浴室	玄関	台所	洋室4.5帖	バルコニー
トイレ	洗面所	居間10帖		
和室6帖				

→ 20.5畳
として計算

の部分が対象になります。

愛知県 1畳 1,560円、本人負担 6,000円だった場合

$$1,560円 \times 20.5畳 = 31,980円$$

$$31,980円 - 6,000円 = 25,980円$$

現物給与価額は25,980円となります。

- (2) 洋間など畳を敷いていない居住用の室については、3.3平方メートルを2畳の割合でください。

※ 住宅の現物給与の価額については、令和8年10月から居住面積1畳あたりの価額から総面積1㎡あたりの価額に単価が変更になります。

また、価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計(総面積)を対象といたします。

3. その他 (ガソリン代等)

住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合はその価額を、定めがない場合は実際費用を「時価」(税込価格)としてください。

計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。

(様式 1)

健康保険組合、年金事務所あてに
作成してください。

名古屋薬業健康保険組合 様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は〇〇〇〇〇業を行っており、(当事業所内の〇〇部門では、) 毎年、4月から6月までの間は、〇〇〇〇〇〇の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間) にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額と比較及び被保険者の同意等

【申請にあたっての注意事項】

- ・ この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- ・ この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- ・ また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか記名のうえ押印してください。
- ・ なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
年 7 月	日	円	円
年 8 月	日	円	円
年 9 月	日	円	円
年 10 月	日	円	円
年 11 月	日	円	円
年 12 月	日	円	円
年 1 月	日	円	円
年 2 月	日	円	円
年 3 月	日	円	円
年 4 月	日	円	円
年 5 月	日	円	円
年 6 月	日	円	円

【標準報酬月額の比較欄】※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額(※)	前年7月～本年6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

本年4月～6月の合計額(※)	本年4月～6月の平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
円	円		千円		千円

2等級以上(○又は×)	修正平均額(※)	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
	円		千円		千円

【標準報酬月額の比較欄】の(※)部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満(短時間労働者は11日未満)の月の報酬額は除く。
- ② 短時間就労者の場合は、「通常の方法で算出した標準報酬月額」(当年4月～6月)の支払基礎日数を17日以上月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」(前年7月～当年6月)も17日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
「通常の方法で算出した標準報酬月額」の支払基礎日数が17日以上ないで、15日以上17日未満の月の報酬の平均額とした場合には、「年間平均で算出した標準報酬月額」は、支払基礎日数が15日以上月の報酬の平均額。
ただし、被保険者区分が短時間労働者で支払基礎日数が11日以上である月があれば、その月も年間平均の算定の対象月とする。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除く。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年7月～本年6月の平均額」を記入。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入。

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てることに同意します。

被保険者氏名

【備考欄】